

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

1 補助金の名称等

6年度調査

補 助 金 の 名 称	特定不妊治療費助成金										
根 拠 規 定 等	文京区特定不妊治療費助成事業実施要綱										
創 設 年 月	平成	19	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	17年	終 了 予 定 年 月			
見 直 し 年 月	令和	3	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	3年				
見 直 し の 内 容	東京都の特定不妊治療に係る医療費助成制度等において、事実婚を助成対象者に含めた事業運用が開始されることとなったため、区において実施する事業についても事実婚を対象とし、区事業の対象者要件を変更した。										
予 算 科 目	款		項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	6 衛生費		1 保健衛生費		3 保健予防事業費		14 母子保健医療対策		2 不妊治療費等助成事業		2
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☒ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給										

2 補助金の概要

補 助 目 的	健康保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療を受ける者に対して、治療に係る医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り次世代育成を支援する。					
補 助 事 業 等 の 内 容	特定不妊治療を受ける区民に対し、当該不妊治療に係る医療費に対して1年度当たり10万円を限度に通算5年度間助成する。 都の特定不妊治療助成費に区が上乗せして助成する。					
補 助 対 象 経 費 の 内 容	特定不妊治療(体外受精または顕微授精)を行った特定不妊治療費					
補 助 事 業 者 等	☒ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☐ 事業者 ☐ その他					
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]					
補 助 金 の 算 出	☐ 定率 [補助率] ☐ 定額 [補助額]					
	☐ 補助単価 [補助単価 単位] ☒ その他					
	[その他の場合は具体的に記入] 特定不妊治療費に対して、東京都特定不妊治療費助成額を除いた額のうち1年度当たり10万円を上限とした額。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]					
公 募 の 状 況	ホームページにより周知する。					
実 績 報 告 書 時 に お け る 使 途 の 確 認 方 法	☒ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他 (東京都の特定不妊治療費助成承認決定通知書(写))					
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☒ 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	☐ 補助(区上乗せ無し)	上乗せの内容・理由				
	☐ 補助(区上乗せ有)					

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	355	402	56	30
決算(予算)額	34,311	37,972	5,066	3,000
国庫支出金	0	0	0	6
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	34,311	37,972	5,066	2,994
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	高額の治療費がかかる特定不妊治療を受ける者に対して、経済的負担を軽減することにより、次世代育成の支援につながった。
課題	令和4年4月から特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）の費用が保険適用となったことから、都の経過措置も令和5年4月30日の申請までで終了。以降区の申請も減少していく予定である。
今後の方向性	令和5年12月22日までに都の交付決定を受けた場合であって、区に令和6年12月21日までに申請した者が対象となることから、それ以降の本補助事業は終了を予定している。